

メディアを通してみた思想史料論

福田 千鶴

はじめに

近年の思想史研究では、著名な思想家の思想を分析対象とするだけでなく、さまざまな階層における人々の日常的な意識や「心性」を読み解くところにまで対象が広げられつつある。そうした点からみれば、思想を分析するための「史料」は、無数かつ無定型に存在することになる。つまり、思想史料は多種多様に存在しているが、これまでの思想を分析する方法は、「史料」に文字で記されたテキスト（文字データ）を主たる分析対象とし、そのテキストがどのような思想を形成しているのか、あるいはそのテキストが

表現している思想の「正当」な解釈はいかなるものであるか、という視点から議論されてきたと思われる。

しかし、主体の側からの思想・意識が文字によって記録化されて「史料」として残されているという事実に対しても、メディアという視点を入れてきた場合には、こうしたテキストを受け止めた側の思想や実践行為をも思想史の空間として分析していくことが避けられなくなる。こうして思想史が対象とすべき思想の空間は、テキストを記した思想の主体から、そのテキストを媒体としてその思想を受容する側の存在をも視野に入れた「思想の学」を形成せざるをえなくなり、そこには受け手の側の新たなもの、あるいは意外な解釈というものも出現することになる。

本稿ではこうした問題関心から、具体的には「御家騒動」の実録化の問題をとりあげ、メディアを通して形成される受け手の動向もあわせて検討することにしたい。

1. 史料論の現在

近年は「史料」概念が大きな広がりを持ちつつあり、「史料」とは単に文字で記録された「文字データ」のみを意味するのではなく、「史料」を成り立たせているあらゆる要素を含めて「史料」の存在を見直そうとする傾向にある。史料学の立場からは「史料空間論」という方法が提起されており、(1)移動する記録文書のライフサイクルのもとで、複数の記録文書によつて共有化された「認識空間」、(2)記録文書がそれ固有のライフサイクルを経たのち、最終的に蓄積される物理的な「存在空間」という二つの空間の分析を通じて、史料に付随するさまざまな史料情報を総合的に理解しようと試みている。

また、石上英一氏は「史料体（メッセージ・搬送体・様態）」の構造とその時系列的構成を分析する必要性を提唱している。これは、史料は長い時空を超えて現在社会に伝わっており、その史料を用いてその史料が作成された段階での歴史事象に到達するためには、その史料に蓄積された時系列

的史料情報を構造的に分析し、それを逆行することでオリジナルな史料に到達する作業を不可欠としなければならない、というものである。

したがつて、思想史料論においても右のような動向を踏まえて考えていくことが課題となるが、加えて思想史料論の場合にはメディアという視点を入れる必要があろう。石上英一氏の史料学構想のなかでは、発信者と受信者の問題をふまえて、歴史事象からの歴史情報の生成過程と、歴史情報の伝存（二次的生成・派生）過程の統合的連続的過程として、歴史情報生成を捉えていく「歴史的情報伝達行動論」が方法論として提唱されているが、これは発信者と受信者との間には社会的関係が成立している場合が想定されている。ここにメディアという視点が入ると、発信者と受信者の間には必ずしも社会的関係はなく、受信者は不特定多数の人間が想定されるという違いが出てくることになろう。ただし、こうした発信者と不特定多数の受信者との間に成立する思想の史料空間を解明していく方法は、前近代社会におけるメディアは限られていることもあって実際には難しい。

たとえば、近年、大名や庄屋文書のなかにある蔵書目録を分析して、どのような蔵書傾向があつたのか、ということに注目が集まっている。しかし、それが単なる富裕者の

畜書なのか、実際に読書行為を伴っていたのか、という点については、蔵書目録を分析するだけでは推測の域をでないことになる。

これに対して、実際に蔵書が残されており、その書籍がどのような状態で今に伝わっているかをみることで、はつきりと読書状態がわかる場合がある。蔵書に折り目や手垢が付いていなければ、それは蔵書として所蔵されていても読まれた形跡がないことになる。いわば、「畜書」としての蔵書と「読書」としての蔵書を峻別する重要な物的証拠となる。石上英一氏が提唱するように、史料には長い歴史的経過のなかでさまざまなメッセージが附加されて現在に伝来するのであり、これを構造的に分析しつつ逆行してオリジナルテキストに近づいていかねばならないのである。極論と思われるかもしれないが、思想史料の場合には、文字データ以外のこうした折り目や手垢といったものも、実は重要な史料情報だという目で史料を見直していく必要があるし、そうした史料情報を今後は大切に保存していくことにも注意を払わねばならないだろう。

ただし、すでに多くの手に触れられてきた書籍の場合、その折り目や手垢がその書籍の本来の所蔵者のものだったのか、それを同時代的に利用した第三者のものなのか、あるいは研究者のものなのかがわからなくなっている、とい

うのが現状だろう。つまり、蔵書論から読書論を立ち上げる場合には、テキスト分析に加えて折り目とか手垢といった付加メッセージが重要な史料情報となることはわかっていても、そうした方法を用いて読書論をたちあげるのは實際には不可能だということで、蔵書論・読書論として立論するのはやむを得ないことかもしれない。

それでは、右の方法以外でメディアを通じてテキストを受け止めた側の読書行為や思想をうまく汲み上げる方法やそれに適した思想史料は存在しないのだろうか。

2、「黒田騒動」の実録化

作者がそのテキストを通じて伝えようとする正当な解釈がある一方で、テキストは必ずしも作成者や記録者の意図を正確に伝えるとは限らない。そのため注釈書などが作られたとしても、受け手がその通りに必ず解釈せねばならないものでもない。

たとえば、慶長二十年（一六一五）七月に武家諸法度が発令され、その第十三条に「国主は政務の器用を撰ぶべき事」とある。武家諸法度は近世武家社会において大名の規範を定めた唯一の法であり、岩波書店の日本思想大系の『近世武家思想』にも参考史料として掲載されている。と

くにこの第十三条は幕藩制の強化に努める幕府が、諸大名を改易・転封させる法的根拠として最も効果を發揮した条文と評価され、理念的には次のような三つの解釈が考えられるが、従来の研究では正当な解釈は①なのか②なのかを議論してきた。

①将軍（幕府）が大名に器用者を選ぶ。

②大名が家臣に器用者を選ぶ。

③一門・家臣が大名に器用者を選ぶ。

これに対する私見では、作成者・発令者である幕府の正当な解釈は大名統制法であることから①と思われるが、それがを受け止めた側は必ずしもそう解釈する必要はなく、③の解釈、つまり大名の親族である一門や家臣たちが大名に器用者を選ぶことができる、とする解釈もなりたち、これが主君廢立の根拠として用いられた、と指摘したことがある。実際に大名になるためには将軍の承認を必要とするので、①の解釈の準用系といえるかもしれないが、実際に③の解釈を実践する事例が近世初期に生じている。

慶長の武家諸法度は寛永十二年（一六三五）に改訂され、大名統制に効果があつたとされる重要な第十三条が削除される。これは戦国期から近世初頭にかけての重要な政治思想であった「器量」重視の秩序から、伝統的「家筋」を重視する幕府の秩序観の転換として捉えられる。しかし、幕府は第十三条を削除し、下位者側が上位者を排除する論理を抹消したつもりでいたにもかかわらず、近世中期の宝暦・明和（一七五一～七二）ころになつて「黒田騒動」の実録化が進められる過程で、先の諫言書は「盤井物語」という編纂記録に附属する史料（文字テキスト）として伝わり、再び歴史の舞台に登場することになる。これも発令者である幕府の意図にかかわらず、慶長の武家諸法度が社会に伝播していくことを意味している。しかも、その利用のさ

側が武家諸法度の第十三条などを根拠にした諫言書を作成して藩主批判を行つており、③の解釈で第十三条に示された思想を実践的に利用したことは注目される。

つまり、武家諸法度が発令者の意図に反した利用のされ方をしており、これは「読書行為」に基づく思想の実践として捉えられる。思想を語るテキストの解釈として、いわゆる「正当な解釈」といったもののみではなく、受容した側が自己の立場に立つた解釈を行い、それを実践的に用いた興味深い事例といえよう。

慶長の武家諸法度は寛永十二年（一六三五）に改訂され、大名統制に効果があつたとされる重要な第十三条が削除される。これは戦国期から近世初頭にかけての重要な政治思想であった「器量」重視の秩序から、伝統的「家筋」を重視する幕府の秩序観の転換として捉えられる。しかし、幕府は第十三条を削除し、下位者側が上位者を排除する論理を抹消したつもりでいたにもかかわらず、近世中期の宝暦・明和（一七五一～七二）ころになつて「黒田騒動」の実録化が進められる過程で、先の諫言書は「盤井物語」という編纂記録に附属する史料（文字テキスト）として伝わり、再び歴史の舞台に登場することになる。これも発令者である幕府の意図にかかわらず、慶長の武家諸法度が社会に伝播していくことを意味している。しかも、その利用のさ

の方は、栗山大膳の忠臣化を進めるとともに、藩主、いわゆる地域権力を批判する論拠として再利用されているのである。

ここで、「黒田騒動」の実録化の過程を簡単に紹介しておきたい。「黒田騒動」の基本史料である「栗山大膳記」の諸本には次の三系統がある。³

甲本……卷尾に「申八月三日吉田久太夫」とあるもの
乙本……卷尾に「申九月十日吉田久太夫」とあるもの
丙本……甲乙本をもとに、自家の聞知する所を加えたもの

の

善本は乙本の系統で、とくに福岡藩の中老を勤めた吉田家に伝来する吉田家本が最善本とされる。吉田久太夫は当吉田家の親族で、「黒田騒動」の当時は二代藩主忠之の小姓を勤めていた。同書の奥書では、延宝八年（二六八〇）九月にまず隠居した前藩主光之（三代・忠之の子）に命じられて「黒田騒動」の覚書を提出したあと、天和三年（二六八三）になつて現当主の綱之からも所望があり再提出したものという。この系統の写本には九州大学日本史研究室の所蔵本が一冊あり、そのうちの一本（表題「栗山記」）は元禄五年（二六九二）の書写奥書がある。

延宝八年は四代将軍家綱が死去し、五代将軍綱吉への代替わりとなつた。その前年より越後高田藩では「越後騒

動」が生じており、十月には第一次処罰者を出したが、騒動は收拾せず、同九年六月に新将軍綱吉の御前公事により徳川將軍家の一門である越後松平家が改易となつた。この騒動は多くの大名家に影響をあたえ、「越後騒動」に関する記録や実録を所持している大名文庫は少なくない。したがつて、この時期に黒田家で「黒田騒動」の覚書の提出が命じられたことも、「越後騒動」の影響をうけて自家における騒動を記録化しておこうという動向の現れとみられる。

「越後騒動」に関連して注目されるもう一点は、一音といふ僧が処罰されたことがある。一音は五代将軍綱吉の御前公事を不当とする「越後記」を書いたことから八丈島へ流罪となり、江戸時代に御家騒動を描いて筆禍を得た最初の人物とされるが、一音の処罰は綱吉による御前公事の翌日に決定していること、かつ処罰者の肩書きに「語り出家」とあることから、一音は騒動の最中に「越後騒動」を語り歩いていたとすべきであろう。つまり、一音処罰の事例は、「語り」というメディアと「御家騒動」の結びつきが遅くとも延宝末年（二六八〇）までには始まつていたことを示唆している。

次に、甲本は伝本が少ない。九州大学附属図書館の所蔵本「栗山大膳記」には、幕末に作成されたとみられる「栗山大膳伝忠録」（九州大学附属図書館所蔵本）に付属する史料

①寛永三年諫書、②元和九年諫書、③寛永元年起請文、④栗山大膳他三名諫書、⑤西木紹山墓誌、⑥栗山系図が載せられていることから、中村幸彦氏は天明から文化頃の写本ではないかと推定されている。⁽⁶⁾

甲乙本は内容的に類似するが、丙本は明らかに甲乙本と違い、甲乙本をもとに丙本の写本作成者の間知した内容を書き加え、さらに栗山大膳の忠臣化が進められている。檜垣文庫（九大名誉教授の収集文書）の所蔵本は安永二年（一七七三）の書写奥書をもつので、丙本は現在では安永期まで遡れる。

その一方で、甲乙本をもとにした原初的実録といわれる「箱崎釜破古」二巻一冊が宝暦頃（一七五一～六四）にできあがり、これが長編化して「箱崎文庫」三十巻三十冊、幕末には「寛永箱崎文庫」五十冊となつて実録もの（実録体小説）としての体裁を整えていき、明治二十六年（一八九三）に三田村鳶魚が帝国文庫でその他の御家騒動の実録ものと一緒に活字刊行するといった経緯をたどる。

さらに三田村は「実録体小説の誤謬をただすため」に、大正三年（一九一四）に『列侯深秘録』を刊行し、そのなかに丙本の「栗山大膳記」を所収した。そのため、通常は「栗山大膳記」といつた場合にはこの丙本が利用されていき。さらに『列侯深秘録』では「栗山大膳記」以外にも、

「黒田騒動」の記録として「磐井物語」を所収している。「磐井物語」は奥の海磐井の里隠士が書いた伝聞記というが、その附属史料として①寛永元年起請文、②寛永三年諫書、③栗山大膳他三名諫書、④明和五年（一七六八）八月梶原家より差上候書状由緒、⑤明和五年八月二十五日梶原家所持拝賜刀之記、を載せる。

④と⑤は、明和五年に福岡藩土梶原家から関ヶ原合戦のときに家康が黒田長政に与えた感状を黒田家に返還した由緒を書いたもので、その感状には黒田家の忠節は子孫の代になつても蔑ろにしない、と書かれており、この感状があつたからこそ栗山大膳は幕府に藩主忠之が「謀反」を企てていると訴えでて、逆に「謀反」のないことを証明して黒田家を安堵させ、忠義を尽くしたという大膳忠臣説が導き出されることになる。梶原家は黒田家と縁戚関係があつたので、大膳が筑前を退去する時に感状を預かり、何かあつたら幕府に提出するようについてることで現在まで秘匿してきたという。

黒田家では宝暦十一年（一七六二）には近世武家思想として有名な黒田長政遺言、いわゆる「御定則」が藩主継高に提出され、藩祖長政の権威をもつて現藩主の恣意的な権力の行使を牽制し、藩財政の再建をはかるとする動きがあつた。「御定則」は日本思想大系の『近世武家思想』に

のせられ、近世初期の代表的武家思想として注目されてきたが、この「御定則」も梶原家から提出されたという経緯があり、現在では宝暦・明和の改革のなかで作成された偽作であることが明らかとなっている。梶原家から提出されたという家康感状も、黒田家文書（福岡市博物館所蔵）に現存しているが、古文書学的にみて偽文書であることは疑う余地がない。

つまり、専制的な藩主の動向を抑えこむ目的で偽文書を作成し、栗山大膳の忠臣化が始められたが、この記録が広く写本として出回るようになり、「語り」のメディアの素材として用いられ、「箱崎文庫」といった実録ものを作り出していった。あるいは実録からも記録類に影響を与え新たな「栗山大膳記」が作られといった相互作用のなかで、実録ものをつうじた一種の共有化された思想の史料空間が立ち現れてきているのである。

おわりに

近世社会において思想を媒介するメディアは限られる。その主たることは文字に記された文書・記録であるが、出版された書籍のみならず「写本」も重要なメディアの一つであった。とくに「御家騒動」の記録や実録ものの写本に

は、写本作成者の書き込み・私的注釈といったメッセージが付加されていることが多い、受容者側の思想形成を見ることができる。あるいは、写本を作成しようとする行為そのものが、受容する側の主体的な読書行為を示しているといつてよいだろう。

中村幸彦氏はこうした実録体小説の研究を提唱する一方で、実録体小説研究綱領の第一で「実録と称するが、全部虚偽と思つて対すべし」と指摘する²⁷。そのため、歴史上に生じた実際の事件を分析する場合には、実録ものを史料として利用することには自ずと慎重にならざるをえない。

しかし、内容が全くの虚偽だとしても、当時の民衆に広く受容され、読み継がれた意味を考えれば、宗教的な勧善懲惡主義を反映した「御家騒動」における忠臣の登場は、儒教をフィルターにして行動をコード化して語ろうとする受け手の思想形成を雄弁に物語るものであろう。つまり、実録ものの写本は、歴史史料としての利用は難しいが、思想を語る史料、とくにテキストを受容する側の思想形成の史料としては積極的に研究の主対象としていくべきではないか、と考えるものである。

注

(1) 高木俊輔・渡辺浩一編『日本近世史科学研究——史料

空間論への旅立ち』北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年。

- (2) 福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』校倉書房、一九九年。

- (3) 福本日南『栗山大膳』実業之日本社、一九一五年。

- (4) 九州大学九州文化史研究所所蔵。

- (5) 田村栄太郎『実録小説考』雄山閣、一九六〇年。

- (6) 中村幸彦『実録体小説黒田騒動の成立』『九州文化史研究所紀要』十二号、一九六七年。

- (7) 『中村幸彦著述集』第五巻、中央公論社、一九八一年。

(東京都立大学助教授)